

考古学と文献史学の狭間で

～宮都研究から伊勢湾岸研究へ～

山中 章

はじめに～考古学研究の自分史～

今泉隆雄氏はその最終講義「文献史学と考古学のあいだで」（2010年3月13日東北大学文学部第一講義室にて）において次の様に述べられている。

「（文献史料と考古資料）それぞれの資料から事実を確定するためには、それぞれの資料的性格に基づく方法によって、それぞれの資料の論理を追求するべきであり、両者がもたれあってはいけない。」

「もたれ合いとつまみ食いの排除」が重要だと指摘されている。本稿は今泉氏の指摘を受け、考古学の立場から文献史料の豊富な古代史をどのように読み解いていくのかについて、過去の研究成果を振り返りつつ、最新の研究課題を素材に研究方法を提示する試論である。

まず最初に、筆者の考古学研究形成過程について確認しておきたい。考古学研究の自分史の確認である。その形成過程は、四期に編年することができる。

第Ⅰ期（揺籃期）は1958年から1967年の義務教育時代である。

その第一歩は、ラジオドラマ「インカの少年」であった。最新鋭の武器でもって上陸したピサロによって追い詰められていくインカ帝国最後の王とその子供達。マチュピチュを拠点に必死の抵抗を試みる姿がラジオから迫真の演技で伝わってきた。まるでその山中の都市が眼前に広がっているような迫力に聞き惚れて、私は密かにインカの遺跡を発掘するのだと夢描いていた。小学校4年生だった。

1961年、夢を実現したく中学校では遺跡の調査ができる歴史系のクラブに入るのだと意気込んだが、クラブは解散してしまっていた。3年生になって初めて山科本願寺の踏査をやっておられた社会科の青柳先生に巡り会い、遺跡調査の魅力を教えて頂いたが、発掘調査はできなかった。

1964年、高等学校に入り、郷土研究クラブに属したが、顧問の井口先生は尼崎市田能遺跡の発掘調査に出かけるが、クラブ員が調査に参加することはなかった。クラブの研究課題は先輩達が決めた「祇園祭の関係資料の調査」であった。やむなく考古学関係の本を読みあさった。対象は諸外国の考古学関係書籍であった。コルティ『ボンペイ』（1964年）、貝塚茂樹『古代殷帝国』（1958年）、チャドウィック『線文字Bの解説』（1962年）、いずれもみすず書房。増田義郎『古代アステカ王国—征服された黄金の国』（中公新書1963年）、シュリーマン『古代への情熱—シュリーマン自伝』（岩波文庫1967年）等々、エジプト、ギリシャ、メソポタミア、マヤを中心とした海外遺跡の研究書籍であった。日本の考古学にはほとんど興味をもたなかった。

第Ⅱ期（変革期）は1967年から1976年までの浪人・大学生・無職時代である。

1969年、広島大学文学部史学科考古学専攻に入学し考古学の道を進む予定だった。、考古学研究室の研究対象は「帝釈峡の縄文遺跡、中国山地の製鉄遺跡、アフガニスタンを中心とした西アジアの製鉄遺跡」であった。私自身は「縄文時代研究」に大きな魅力を感じており、絶好のフィールドが帝釈峡だったが、ここでも時代はそれを許してはくれなかった。大学での5年間は考古学とは無縁な時期であった。しかしこの5年間で「常識」を疑い、自ら資料を確認し、確認した資料を読み解き、その意味するところを自身で解釈し、行動するという社会で生きていく上で基礎となる思考・行動原理を獲得することができた。その後考古学研究に再挑戦するに当たってこの時の活動は大きな指針となった。

わずかに縄文文化への憧れを『縄文時代の社会経済的構成に関する考察—中部山岳地方中期集落址を素材として』（1974年提出卒業論文）という「卒論」にまとめて提出したが、「論文」といえる代物ではなかった。藤森栄一『井戸尻』（中央公論美術出版1965年）の資料を机上で再分析した程度のもだった。唯一の独自性は、当時一世を風靡していた「縄文中期農耕論」の根拠の一つとされていた「大量の打製石斧」を出土堅穴住居址の時期毎の数量を算出し、「井戸尻」集落が時期毎に使用した「道具」は、藤森が主張するほど充実した構成にはなっていないことを明らかにし、縄文時代中期に信州で大規模な焼き畑農耕がなされていたという仮説を否定した点であった。

第Ⅲ期（確立期）は1976年から1998年までの向日市教育委員会在職時代である。

1976年9月、京都府向日市役所に採用され、教育委員会社会教育課に配属された。主要業務は長岡京跡の発掘調査であった。初めての発掘調査は長岡宮朝堂院東第四堂の一部がかかる第六八次調査であった。以後、向日市教育委員会に在籍した22年6ヶ月の間に122回の発掘調査を実施し、その成果を『向日市埋蔵文化財発掘調査報告書』として51冊の報告書にまとめて刊行し、情報を公開した。「発掘調査情報は直ちに全面公開されなければならない」これが私の信念であり、私自身の考古学研究の基盤である。この信念の基、長岡京の発掘調査を実施し、公開した資料に基づき研究を進めた。この間に執筆した論文は三三本、（内一六冊が共著）一冊の著作出版することができた。

第Ⅳ期（転換期）1998年から2014年までの三重大学奉職期である。

1998年4月から三重大学人文学部にて日本考古学を講義することとなり、研究対象として新たに大学の所在する伊勢、志摩、伊賀を中心とする東海地方の古代遺跡が加わった。

三重大学での研究テーマは四点あった。第一は、長岡京研究から宮都研究への展開であり、第二は、伊勢・志摩・伊賀の地域研究であり、第三は、東アジアを中心とした都市の比較研究、第四は、研究成果の地域への還元であった。

この間、日本国内では伊勢を中心にして伊勢国員弁郡の宇賀新田古墳群、朝明郡の久留倍遺跡、鈴鹿郡の鈴鹿関跡、奄芸郡の鬼が塩屋遺跡、一志郡の河口頓宮跡、北畠館跡、飯野郡の宝塚古墳群、多気郡の斎宮跡等の発掘調査、美濃国不破郡の美濃国府跡の調査を実施した。日本国外では、中国陝西省東龍山漢墓、ヴェトナムタンロン遺跡の発掘調査を実施した他、レバノンテイル遺跡群ではGPSによる測量調査も実施した。これらの概要は『三重大学人文学部考古学研究室調査研究報告書第1集～第7集』として刊行した他、『三重大史学』にもその一部を

公表した。この間に発表した論文は38本（内15冊が共著として出版社から刊行）で、1冊の著作と11冊の編著を出版することができた。

また、学術振興会から得た科学研究費による研究成果も『聖武天皇伊勢行幸地の総合的研究 課題番号15320107 平成15年度～平成18年度科学研究費補助金(基盤研究(B) 研究成果報告書』2007年、『GISを利用した東アジア王城都市比較研究 平成19年度～平成22年度科学研究費 基盤研究(A)研究成果報告書』2011年などとして成果を報告した。研究協力者としても共同研究に参加し、基盤研究(A)「東アジア諸国における都城および都城制に関する比較史的総合研究」(橋本義則研究代表・山中章分担研究2003～2006年度、基盤研究A「比較史的観点からみた日本と東アジア諸国における都城制と都城に関する総括的研究」(研究代表者橋本義則 研究分担者山中 章他2010～2013年度)(課題番号22242019)に参加し、論文一覧72「日本古代宮都の羅城をめぐる諸問題」橋本義則編著『東アジア都城の比較研究』(京都大学学術出版会 2011年 pp.70-88)等として公表することができた。

この時期、研究成果の地域への還元のために行ってきた「壬申の乱ウオーク」は31回、久留倍シンポジウムは6回、久留倍講演会も6回を数え、延べ6000人余の市民の参加を得ることができた。研究に勝るとも劣らない大きな成果であると考えている。

第V期(集成期)2014年以降、研究を終えるまでの時期である。残した課題への再挑戦の時期でもある。『桓武朝の考古学』、『伊勢湾の歴史考古学』、『伊勢斎宮の歴史と考古学』、『壬申の乱の考古学』の刊行を約束しながら未だ実現していない。大きな課題である。

本稿はこうした自分史を通して考古学によって得られた資料と文献史学による史料とをいかに分析して限りなく「事実」へと近づけるのかについての方法論の提示でもある。今後の考古学研究のあり方に一石を投じることができれば幸いである。

1 長岡京研究と考古学

本節では、長岡京に関する主な研究成果(方法論や解釈)を紹介し、最新の研究状況の中で残された課題を分析することにする。

〔1〕 長岡宮中枢部の研究

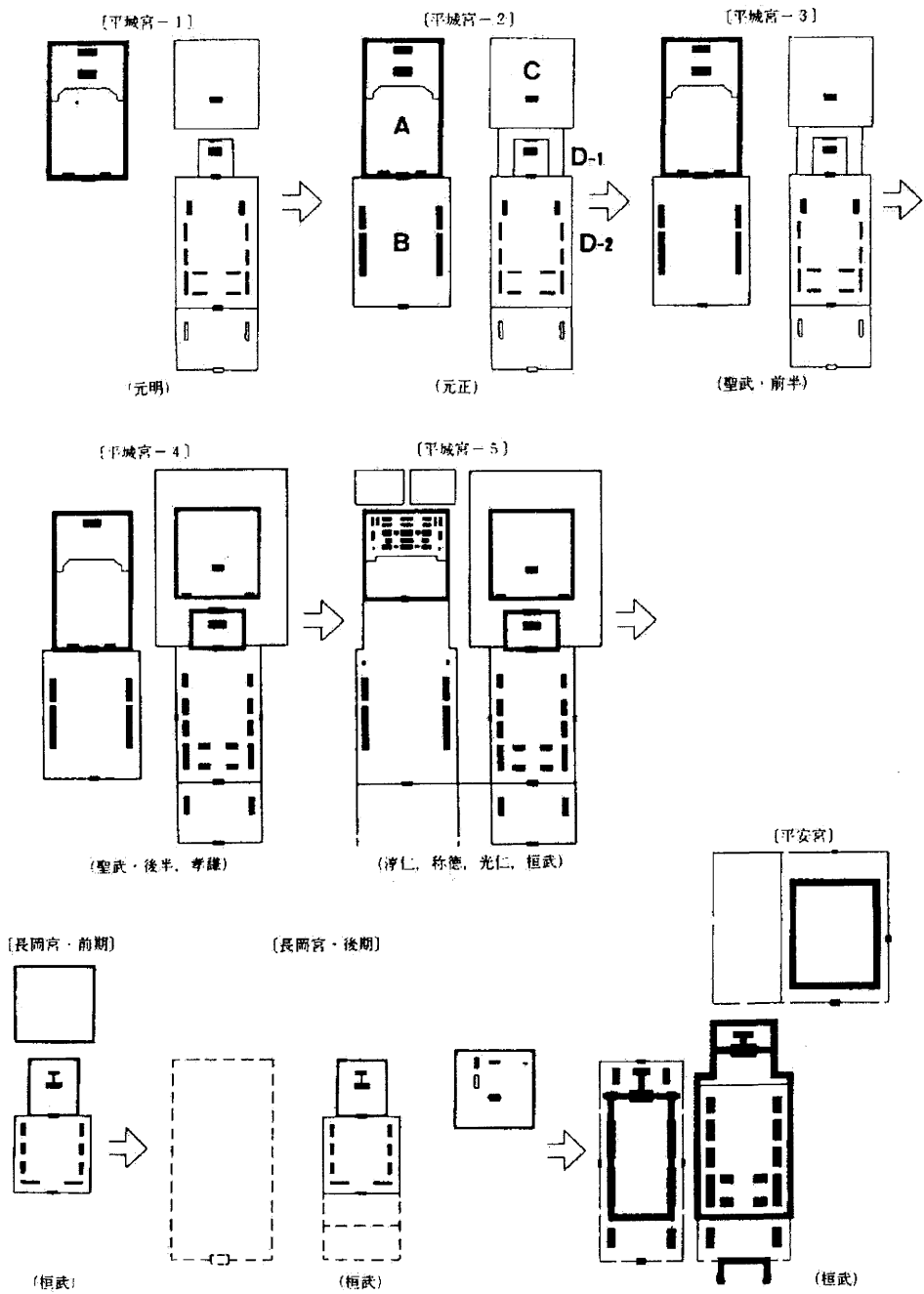
長岡京の発掘調査から明らかになった長岡京の特質を示す資料の紹介と最新の研究課題について検討する。

(1) 宮城の解明

〈宮城中枢部の研究〉

[大極殿・朝堂] 長岡京研究は1970年代まで、『続日本紀』延暦年間の記事、『日本後紀』延暦十一年以降の記事及び『類聚三代格』、『弘仁式』、『貞観式』、『延喜式』等の法制史料、『正倉院文書』、『東大寺文書』の寺院史料等、わずかに残る史料から始められた。しかし記録は限られているため、奈良時代から平安時代の変換点に位置する重要な時期に置かれた都でありながら、長岡京期の歴史的位置づけは古代史学会では長く等閑視されてきた。

ところが1954年から始まった長岡宮跡の発掘調査は検討すべき資料を増加させることになり、考古学や建築史学を中心にその再検討が試みられるようになった。研究の進展に大きな役割を



第1図 日本古代宮都中枢部の変遷

果たしたのが福山敏男・中山修一・高橋徹・浪貝毅『長岡京発掘』（日本放送出版会 1968年）と小林清『長岡京の新研究』（比叡書房 1975年）であった。いずれも考古学の資料を紹介し、分析して長岡京の実態を明らかにしようと努めた。大極殿、朝堂、内裏の位置や規模、構造は長岡京を前後の都と比較することで歴史の中に位置付けることを可能にした。藤原宮—平城宮—長岡宮—平安宮と歴代の正都の中枢部が初めて比較可能となり、奈良時代から平安時代にかけて王権が支配の形をいかに変えてきたのかを考古学的に検討することが可能になった。1976年9月から長岡宮の99%が市域に位置する向日市教育委員会にて長岡京の発掘調査を担当した筆者は、遺跡内で行われる開発に対し文化財保護法で規制できる最大限の方策を用いて事前調査及び遺跡の保護を行った。今日でも他の宮都遺跡では取り組まれていない個人の木造住宅の開発でも建造物に影響のない範囲で何らかの発掘調査を実施し、情報収集に努め、その成果を公表してきた。その結果、長岡宮城の基本構造を明らかにすることができた。長岡宮大極殿が龍尾壇のない大極殿院を呈すること、朝堂が八堂で構成されること、朝集堂院が設置されていないこと、築地回廊で画された内裏が大極殿院の東に所在すること等が明らかにされ、前後の宮城との比較検討の必要なことが明らかにされた。特に、聖武朝難波宮との比較の必要性が指摘された。

いずれも考古資料によって初めて明らかになった事実ばかりである。〔論文一覧1・2・32「都京の形成」「都の生活」（『向日市史上巻』）「長岡京と古代宮都」『長岡京市史』〕

〈長岡京副都論の方法論〉

〔副都論から複都論へ〕しかしその一方で、考古資料の分析の仕方を誤り、長岡京の解明を遅らせる議論も提示された。現在も根強く残る「長岡京副都論」もこの過程で提示された仮説である。副都の概念規定を行うことなく曖昧なままに進められたのが聖武朝難波宮副都論である。聖武朝難波宮の大極殿・朝堂の規模構造がほぼ一致することだけをもって長岡京を副都にする仮説が提示されたのである。殿数の違いはあるものの、太政官院と呼ばれる朝堂と大極殿、内裏を備え、その周囲に多数の官衙的施設を配置する宮城の機能が「正都」とどこが異なるのか、仮説は何の答えも用意していない。わずかな期間とはいえ、天平一六年(744)二月二十六日、恭仁京から遷都されたのは紛れもなく聖武朝難波宮であった（『続日本紀』卷十五天平十六年（七四四）二月庚申《廿六》。左大臣宣勅云。今以難波宮定爲皇都。宜知此状。京戸百姓任意往來。同月二十日には「運恭仁宮高御座并大楯」特に京から高御座が運ばれているのである。）。まさに史料のつまみ食いでもって聖武朝難波宮は副都とされたのである。唐代には西都・長安と東都・洛陽が並立した。どちらかが「正」で一方が「副」という位置づけは唐の王朝にはなかった。しかし明らかにその宮城や皇城、京城の規模や構造は異なっている。禁苑が北ではなく西に置かれ、京内には洛河を取り込み、これを挟んで両側に南北の市が配置され球状北東部には含嘉倉城が設置され、巨大穀物保存空間が展開している。「正都」でも規模、構造は大きく異なっているのである。〔論文一覧33「桓武朝における宮都中枢部の変質」〕

〔軒瓦分析からの遷都論〕出土遺物からの研究も進められた。小林清の軒瓦研究は検出遺構の分析に偏りがちであった長岡京研究に初めて遺物からの分析を加えた画期的なものであった。重圏文軒瓦の型式を確定し、型式毎に検討した分布から、長岡宮城の大極殿、朝堂の殿舎が聖武朝難波宮の移建によったものであることを実証したのであった。文献史料が語っていた、わずか

半年でなした遷都の要因が、「聖武朝難波宮の移築」であったことは考古資料が明らかにした事実であった。小林の研究方法を基礎にして他の軒瓦の型式毎の分布を分析すれば、遷都の行程や改作の時期もまた明らかになることが判明したのである。〔論文一覧4 報告書(1) 正報告書4『長岡京古瓦集成』〕

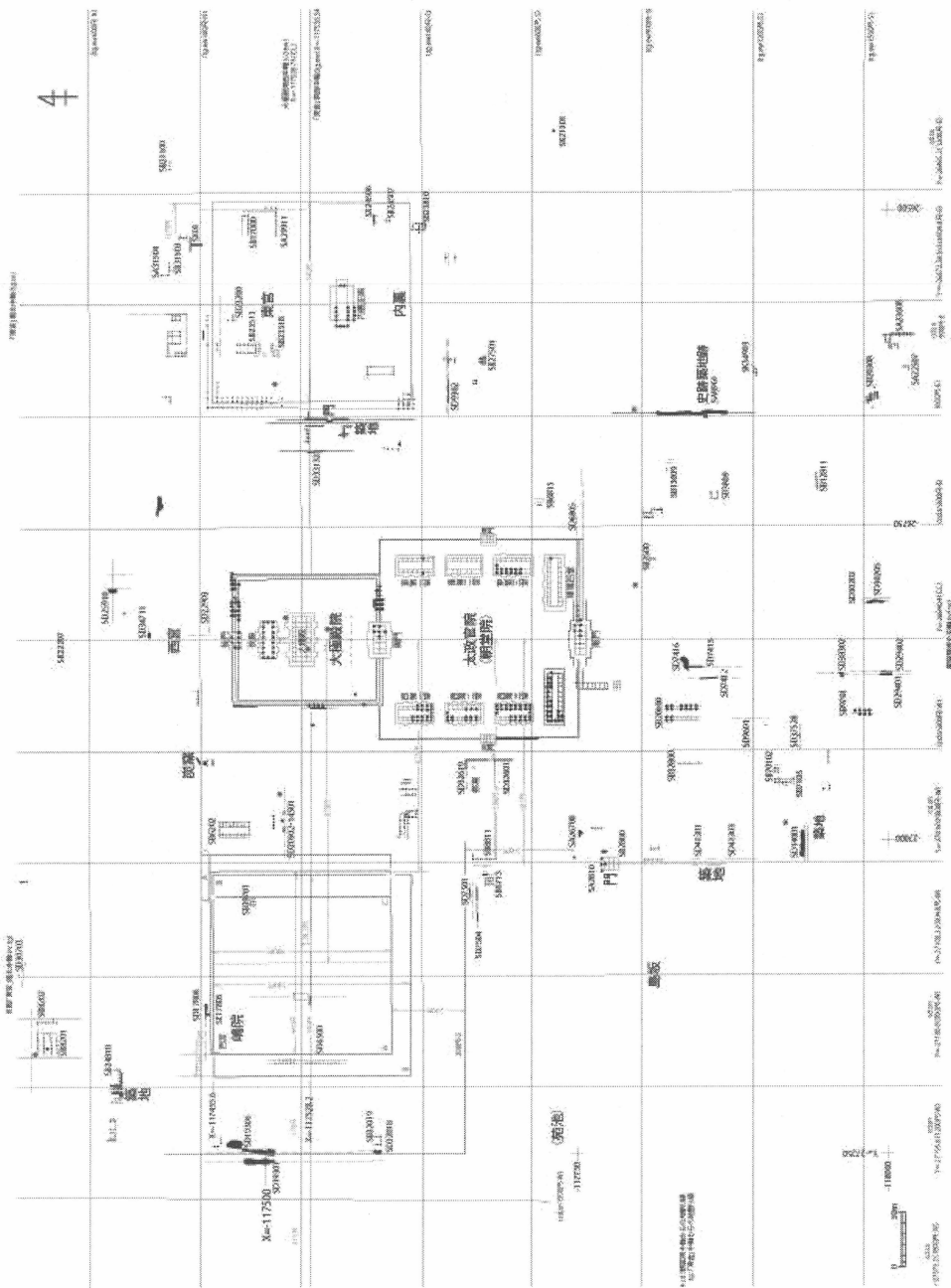
〈長岡宮城内官衙比定〉

[禁苑] さらに、宮都研究の多くが依存する「平安宮城図」による官衙配置に対しても、考古資料は長岡宮独自の構造を提示することが可能となった。

例えば、長岡京北郊に「北苑」と仮称する菜園を備えた空間が広がることも、考古学によって初めて明らかになった。〔論文一覧20「長岡宮城南面と北辺の造営」〕「北苑」の存在は、日本古代宮都にその存在の可否を課題として突きつけている唐長安や洛陽の禁苑・西苑同機能の施設が日本古代宮都にも存在するの可否かを論ずるに欠かせない素材である。しかし近年、無謀にもこれを10条10坊四方の「藤原京」説に託して、京城として解釈しようとする案が、ほとんど考古資料を十分に分析することなく図化され、まことしやかに提示されている(梅本康広「長岡京」(『恒久の都平安京』吉川弘文館2010))。まさにつまみ食いの、思いつきの「比較」論であり、到底従えない。同様にして京城のない長岡京京城論として展開されている網伸也『平安京造営と古代律令国家』(塙書房2011)年にも従うことはできない。仮にこの様な手法が成り立ちうるとして、同様の手法で平安京造営当初の平安京城を示せば、京城はもちろん宮城内の諸施設もほとんど示すことができないのである。考古学の資料を自説に有利な場合のみ用いる研究手法に従うことはできない。後述するように、日本古代宮都研究に東アジア都城研究の成果との比較が欠かせない理由がここにある。

[西宮と嶋院] 長岡宮城内の官衙配置については段丘上にあり木簡など有機物の保存が困難な地形から、木簡など施設的具体像を示す文字史料が得にくい現状にあり、施設の具体的な名称を特定しにくい事情がある。それだけに施設名の比定には慎重かつ多様な資料からの検討が必要となる。こうした中で近年注目されたのが、長岡宮跡第481調査で検出された複廊跡である。調査者は遷都当初の内裏と考えられる「西宮」跡を有力視するが、筆者は嶋院と考えている。当該遺構は今回初めて見つかったものではなく、1976年に既にその南端部が確認され、調査担当者は嶋院または西宮の可能性を指摘している。また、西宮については早くから、聖武朝難波宮跡との比較から大極殿院の北側に推定している。にもかかわらず当該遺跡を「西宮」と主張する根拠は、大極殿北方の地形が急峻で内裏を設ける余地がないという解釈によっている。また、聖武朝難波宮の内裏の構造が複廊であるという事実から、既存の調査成果を無視してまで聖武朝難波宮と同規模に復元して西宮とするのである(国下多美樹「日本における後期都城の現状と課題」(『国際公開研究会「東アジア都城比較の試み」発表論文報告集』2013年))。今やこれが一人歩きし、あたかも「西宮」がこの施設であるかのごとき解説があちこちの一般書にまで採用されている。

まず注意しなければならないのは、分析手法である。大極殿院の北に西宮を推定する旧説の否定に使われるのが「段差のある地形」である。旧地形が現状と大差ないとする評価に基づき、現地形上に内裏を配置するのは困難があると断じたものである。ところが第481次調査で確認された複廊の南延長部に当たる第65次調査検出の複廊の地形は、大極殿北側以上の高低差のあ



第2図 長岡宮嶋院位置図

る地形上に位置している。大極殿北側は設置不能で、西ならば可能とするのはあまりに非論理的である。さらに恣意的なのは、西側の複廊の規模を、根拠なく既発見の「東宮」(後期内裏)と同規模に復元するのである。その位置もまた、「ほぼ」中軸線を挟んで対象位置に復元する。しかし、東西幅については東面回廊とするに相応しい遺構は検討すらされないのである。出土瓦に後期造営に用いられることの多い型式が含まれていることも無視されるのである。「新説」のためのあまりに恣意的な仮説である。

無理矢理「西宮」とするまでもなく、当該施設を嶋院として何の矛盾もないのである。嶋院については既に分析した通り、延暦四年三月三日の曲水に用いられたことが知られ、木簡の出土などからその後も維持されたことが推定できる。また、従来から指摘されているように、調査地の東を南北に走る「西国戒能の一部は「島坂」と呼ばれ、周辺には「島町」などの地名も残り、嶋院との関連が指摘されてきた地域である。そして最も注目しなければならないのは、調査地南に広がる小畑川氾濫原こそ、「島」地形に相応しい景観を呈しているのである。長岡宮城内にこれに勝る場所を探すことはおそらく不可能であろう。

さらに宮都のおける苑池の配置という観点からも、当該地を嶋院とするとその連続性が注目される。当該地と近似する位置にあるのが平城宮「西池宮」である。西池の排水溝からは「島掃」のために兵の派遣されたことが記されている。

「大極殿の北に難波宮から移設した内裏(西宮)を配し、宮城の西辺近くには地形を利用した嶋院を平城宮に倣って配置した。」この様に考古資料を解釈して何の矛盾もないのである。これを無理に「西宮」などとするから收拾がつかなくなるのである。長岡京だけが遷都の論理から外れる無原則な都であるとする根拠はない。〔論文一覽 76「日本古代宮都にみる苑池の成立と展開」〕

ここで今一度今泉隆雄氏の指摘に耳を傾けてみよう。今泉氏は同最終講義の結論として「私は古代史学の立場に立って研究をしてきたが、考古学の成果についてはどこまでが事実でどこからが解釈なのか、事実認定は正しいかなどの点を見極める眼力を養っていくことが必要」だとする。私には、今泉氏同様、考古学で十分に議論もされない(異論が提示されている)「新説」を一般書に掲載する勇気はない。「文献史料と考古資料では資料の性格が異なるから、そこから明らかにできる事実の内容が異なることに注意」しなければならないのである。

(2) 京城の実態

京城での考古資料もまた長岡京独自の構造を明らかにする一方、新城以後の古代宮都の変遷の中で検討すべき課題のあることも明らかにした。本節では長岡京独自京城の特質について述べ、宮都を通じた分析が可能なものについては次章で検討することとする。

〈宮外官衙と宅地利用〉

[太政官厨家と宿所町] 長岡宮城の調査と並行して行った京城での開発に対する行政指導によって得られた最大の成果が1977年6月の長岡京跡左京三条二坊八町での木簡の検出であり、1978～79年の左京四条二坊九町での小規模建物群と井戸とのセット関係の確認であった。前者は、四次に及んだ発掘調査の結果、調査地が長岡京期の太政官厨家及び造長岡宮使の所在地であることを明らかにし〔今泉隆雄『古代木簡の研究』(吉川弘文館1994年)、山中 章・高橋

美久二「長岡京出土の木簡」（第一法規出版『月刊文化財 10月号』1977年）、後者は、20㎡足らずの建物二棟に1基の割で発見された井戸とのセット関係の意味が問われた。

これら遺構群に具体的な集団名を明らかにしたのが一点だけ出土した木簡であった。「請火之飯酒」とだけ記された木簡の意味を明らかにしたのは検出された建物と井戸のセット関係であった。地方から派遣されてきた兵士または仕丁の宮都での集住地であると認定された。京内で発見された小規模建物や井戸などで構成される宅地はその後の資料の増加から平安京内に展開した「諸司厨町」の原型である官衙町や宿所町であると判明した。その後の平城京「長屋王邸」の発掘調査によって、その成立が平城京後半期にまで遡ることが解明された。長屋王邸の宅地利用の変遷がこれによって見事に蘇ることとなる。〔論文一覽38「古代都市の構造と機能」〕
いずれも開発業者との粘り強い交渉の結果発掘調査にこぎ着け得られた成果であった。

当該地の調査研究こそ歴史考古学の典型的な研究資料であった。以後、一貫して行われた条坊道路の検出と木簡の確保という調査目的が、行政指導によって支えられた時期でもある。長岡京域内に展開する条坊道路の資料によって可能となった古代宮都の条坊制に関する研究成果は次章で述べる。文献史学ではほとんど明らかにできなかった長岡京内の宅地利用の実態が徐々に解明が進んだ時期でもあった。〔論文一覽7・16・19「長岡京の建築遺構と宅地の配置」・「長岡京から平安京へ―都城造営にみる律令体制の変質―」・「古代都城の内郭構造をもつ宅地利用」〕

平安京では大量の文献史料によって宅地利用の実態を知ることができるが、長岡京以前は全く謎であった。発掘調査によって得られた考古資料は京域内宅地利用の類型化をも可能にし、平安京でしか知られなかった「四行八門制」や「諸司厨町」、貴族邸宅などの宮都の具体的な土地利用が解明されてきたのである。

2 宮都研究と考古学・文献史学

長岡京の研究は必然的に前後の宮都との比較研究を促すことになった。その最も重要な研究が条坊制の設計原理に関する研究であり、その延長線上に考古資料による宮都の交通に関する研究も派生した。一方、多様な遺物を通して見た多彩な研究が、流通、生活、文化等で可能になった。

特別研究として取り組んだ「考古資料としての」木簡研究は、歴史考古学の醍醐味とも言える、さらなる展開の期待できる研究分野でもあった。

(1) 条坊の設計原理

〈条坊の設計と宮都の機能〉

〔長岡京の条坊制〕長岡京の条坊原理の解明のためにまず取り組んだことは国土座標に基づく遺跡の測量・記録であった。関数電卓を用いた測量データの解析は三角関数が社会の役に立つ数学なのだということを初めて教えてくれた。地図上に感覚的に落としていた遺構の位置が数字で表せるようになったのである。

稲田孝司氏の考古資料に基づく分析から、平城京の条坊制が予め定められた基準線を基に組み立てられていることが明らかにされていた。一方、平安京については『延喜式』左右京職京

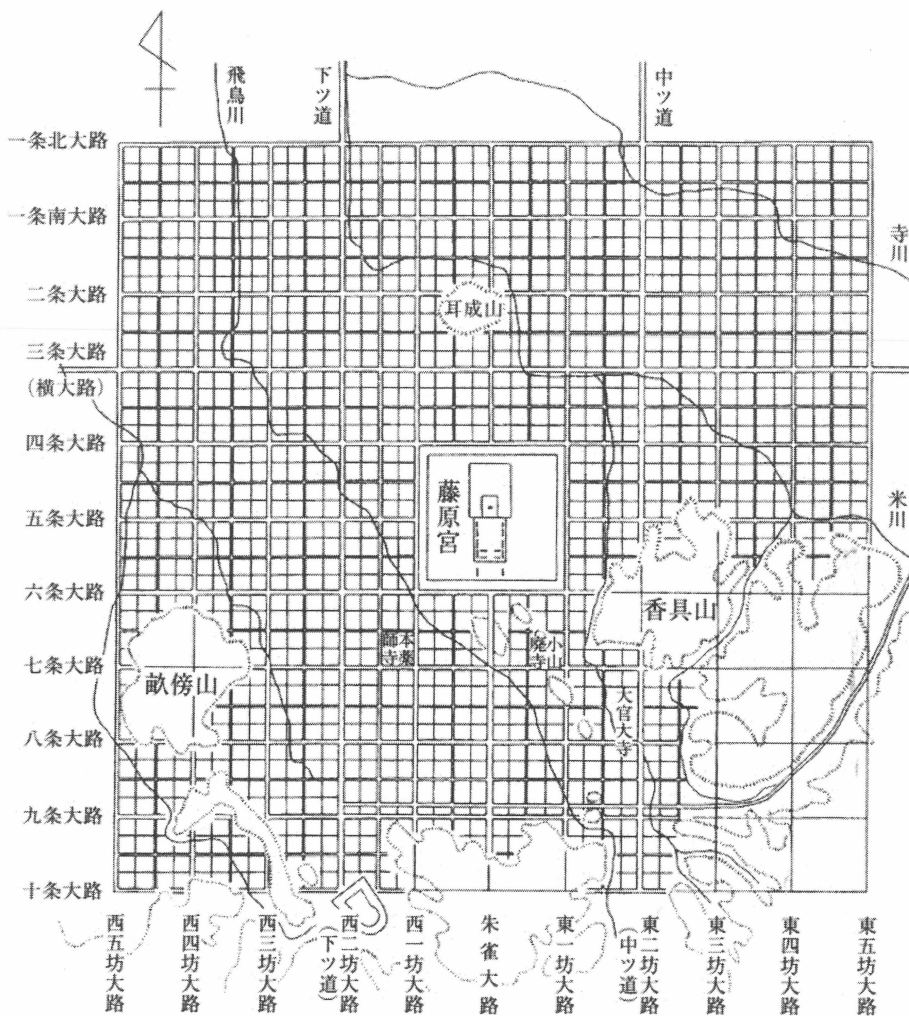
呈条により、予め定められた道路幅を1町400尺四方に固定された宅地と組み合わせていく設計方法であることが判明していた。ところが長岡京に関しては定見がなかった。

そこで条坊に関係すると推測できた遺構について発掘調査成果を網羅的に収集することから開始した。同一条坊の可能性の高い遺構群が確認できると、自ずと長岡京全体を規制した基準を算出することが可能となった。長岡京の条坊設計は都市機能を分節化した思想性の高いものであることが判明した。即ち、長岡京の条坊制は、基本的に予め定められた道路幅と宅地幅を組み合わせる「集積型」（平安京型に近い設計方法）であると解釈した。宅地は3種類に類型化され、宮城に面する「宮城東・西面街区」・「宮城南面街区」と面さない「左・右京街区」からなっているとした。「左・右京街区」は400尺四方の正方形であり、平安京に継承される宅地規模であった。ここでも長岡京を基礎にした平安京の構造が明確に見て取れる。これに対し宮城に面する3街区は面積は同じだが、東西の幅が400尺の「宮城東・西面街区」と南北の幅が400尺である「宮城南面街区」に類型化される。平安京との違いがこの3街区である。3街区に所在する宅地利用を検証すると、東西街区には1町単位の大規模利用が際立っている。この空間利用はわずかに平城京から引き継がれ、明らかに平安京に継承されている。ただし、平安京では宅地の規模は全て同じに統一されている。私はこれを「理念の喪失」と解釈した。

〔日本古代宮都の条坊制〕 しかしこうした私説に対して強力な批判が網伸也氏によって提示された（「平安京の造営計画とその実態」（『考古学雑誌』84-3、1999年）。それによると平安京の条坊制もまた、平城京以来の基準線に従って宅地と道路を設置する同一設計思想によるものであり、長岡京も含めて藤原京以来設計原理は変わっていないというのである。

網氏の『延喜式』を徹底的に分析し、平安京の条坊施工方法を解明した業績は高く評価できる。しかし、その設計理念が藤原京以来一貫しているという仮説には従えない。『延喜式』は実際に葛野郡の空間に条坊を刻んでいくための作業工程を記しているのだ。「式」そのものの目的が「施工細則」にあるのだから当然である。もし長岡京以前の条坊について「式」が残っていれば、『延喜式』とは異なる「数式」が記されていたはずであろう。しかし我々は今それを見ることはできない。長岡京以前の条坊の施工細則を明らかにするために、日々発掘データを解析し、設計図の復元に挑んでいる最中なのである。もし同時に全域を発掘し、条坊遺構を検出すれば、その復元はかなり現実的なものになるだろう。しかし、60年に及ぶ技術も方法論も異なる発掘成果からの復元はまだまだ多くのデータを必要としている。

〔考古資料と文献史料〕 さて、平安京の条坊制を発掘データだけで施工細則に至るまで再現可能であろうか。時期毎の詳細なデータが公表されていないことに問題があるが、仮に公表されていたとしてもおそらく復元は困難であろう。つまり、『延喜式』で示された「施工細則」が実際の現場でどのように実現されたのかについての検証が現状では困難なのである。逆が進まない原因もここにある。『延喜式』を持たない長岡京以前の条坊制の「施工細則」の復元にはまだまだ多くの調査が必要なのである。私たちが今議論できるのは往時の設計「理念」に止まらざるを得ないのである。この点が理解されないままに『延喜式』に記された平安京の施工細則が以前の宮都に全て適用できるかのごとき解釈を下すのは考古学の自殺である。



第3図 「藤原京」条坊復元図(十条十坊説)

「考古学者と古代史学者」今泉隆雄氏がいうように、「一人の研究者が、古代史学と考古学の方法に精通し、両者の方法を駆使して研究することは困難」なのである。〔論文一覧18 「古代条坊制論」〕

「藤原京」の条坊については十条十坊説が定説化しつつある。しかし、既に〔論文一覧76〕等で課題の多いことを指摘している通り、あくまで一部研究者の仮説に過ぎない。①京極の評価、②『周礼』の日本古代王権への浸透度、③隋唐長安城・洛陽城に採用されない理由、④藤原宮城の特異性、⑤新城段階の宮城、⑥中軸線上の条坊道路（「朱雀大路」）の規模、構造の特異性、⑦坊令12人配置の得意な解釈等々、議論されるべき課題は山積している。日本古代の都市の成立に関わる問題だけに等閑視できない大きな課題であるが、ここでも、当該説の拡大に大

きな役割を果たしているのが、文献史学者の編集になる一般書の刊行である。少なくとも編集の意図を、批判的見解にも触れて示すのが、研究者の基本姿勢なのではなからうか。

〈宮都の暮らし〉

近年生活・文化史の側面から同様のテーマが取り上げられることが多い。古代の文献史料ではほとんど確認し得ないテーマであるだけに注目されている。ただし筆者は、個々の宮都の生活・文化の実態の解明だけではなく、同様の生活・文化の前後の宮都との比較を通して宮都の特質を明らかにするためにも用いている。

〔宮都交通の変遷〕 日本の宮都に設けられた道路網には必ず側溝が敷設されている。側溝設置の目的は雨水・宅地内雑排水の処理にある。基本的にいずれの宮都でも、側溝の規模は幅 1.0 m～3.0 m、深さ 0.3～0.5 m の規模を持つ素堀溝である。側溝の水は京内外の河川を通して排水され、京内が冠水することがないように設置されている。このため条坊側溝は途切れることなく河川にまで及んでいるのである。このため条坊道路の交差点での側溝の処理は排水のみを指向すると交通に大きな障害を与えることになる。条坊道路の実施設計において当然古代王権はこの課題に対応したはずだと仮定したのが〔論文一覧 12・14 「古代都城の交通―交差点からみた条坊の機能―」・「古代都城の橋と道路」〕であった。

結論からすると考古資料は次の様な各宮都における違いを伝えてくれている。

①「藤原京」では地形や交差する道路の規模に関係なく画一的に側溝が設置されている。②平城京では造営当初の交差点の様相が判明するものが少なく、当初の意図は不明であるが、地形に応じて複雑な交差が実施されており、多様な橋をもって交通の確保を補っていた。③長岡京では造営当初の道路と側溝の設置状況が保存されており、道路によってきめ細かく側溝の取り付けを行っている。④平安京では造営当初の条坊がほとんど保存されていない。

こうした考古資料から各宮都の交通機能は次の様に評価された。①「藤原京」では「都市」としての宮都の機能が十分に確保されておらず、条坊は形式的で、交通機能は他宮都に比べて大いに劣っている。②平城京の都市交通は 74 年間に頻繁に変化しており、側溝の造作だけでは対応できず、橋を多用することで対処されていた。しかし往時の橋は構造的に耐久性に劣り、交通には障害が起こった可能性がある。③長岡京の交差点は原則的に側溝の処理によって一貫性をもって設置されており、優先道路と非優先道路の区別が明確で、これに沿った宅地配置が行われていた。交差点を見る限り、長岡京の条坊道路は都市機能を果たすに十分な構造を持っていた。④平安京の造営当初の交通機能は不明で、一部条坊道路面の河川化などの事態が報告されており、南北方向の排水に苦慮していた可能性が認められる。

条坊交差点の側溝・橋の設置方法から各宮都の交通事情をこの様に復元することが可能なのである。

〔流通と経済〕 大量に発見される遺物を通して往時の流通・経済の一端を明らかにすることも考古資料は可能にした。

八世紀宮都を通じて興味深い流通を示すのがいわゆる製塩土器(焼塩壺)である。

焼塩壺は海水を煮詰めて生産される散状塩を再度容器に入れて焼成し、にがりなどの少ない白色の固形塩を作るための道具である。土器の分析から多様な製作技法が復元され、容器の生産地も特定できるようになった。多様な生産地で製作された焼塩壺が八世紀宮都の内部から大

量に出土するのである。宮都の住民は焼き塩を食したことが判明するのだが、その産地は和泉、淡路、吉備、讃岐、周防、豊後、筑前など多方面に及んでいることが判明した。散状塩が徴税品として宮都に搬入されていたことは文献史料によって明らかにされていたが、製品として一ランク上の焼き塩が徴税とは別に宮都に流通していた可能性が確認できたのである。食卓の具体的な内容は文献史料によらざるを得ないが、考古資料からも都市民の食生活の一端やその流通構造を明らかにすることができる事例となった。〔論文一覧 25・37 「古代宮都の「製塩」土器小考」・「焼塩を食した古代都市民～焼塩壺の流通からみた宮都の都市性～」〕

同様に、八世紀後半から九世紀初頭にかけて宮都を中心に出土する伊豆・駿河産の特異な器形をした須恵器壺の分布が往時の流通の実態を示していることも明らかにした。特に長岡京内で大量に出土する壺Gがなぜ東国で生産され、都まで搬入されるのか、その内容物は何か議論の対象となっている。既述の通り考古資料が固有名詞や具体的な内容物について情報を提供することはほとんどない。文献史料の補助があって初めて可能になる。ところがこれを「つまみ食いの」に用いるとあたかもそうであったかのように予断を持ってしまう。壺Gを「堅魚煮汁容器」だとする説がこれの典型であろう。伊豆・駿河産須恵器—堅魚・堅魚煮汁貢納国伊豆・駿河→須恵器壺G＝堅魚煮汁運搬容器という仮説が立てられたことは想像に難くない。しかし、堅魚煮汁は液体状のままでは腐敗しやすい食材である。両国から須恵器に詰めて煮汁を運んでも大半が腐敗してしまい使用に耐えないのである。ましてや堅魚煮汁は八世紀前半から平城京に大量に貢納された税物である。当該期の運搬容器は何なのか、この点には全く触れられていないのである。「つまみ食いの」と評する所以である。実は当該容器は武蔵国北部(現埼玉県)でも生産され、周辺集落からも比較的多数の出土が知られている。また、その分布を調べると東北地方の城柵遺跡(多賀城、伊弉城、弘田柵、秋田城など)から少量出土する。こうした情報の総合化なくして考古資料にその固有名詞や具体的使用方法を語らせるのは非常に困難なのである。〔論文一覧 36・58 「桓武朝の新流通構造—壺Gの生産と流通—」・「市と文字」〕
〔仕丁の暮らし〕 考古資料は宮都で働く最下層の人々の暮らしぶりも伝えてくれる。

宮都からは膨大な量の土器(土師器と末木が中心)が出土する。その型式により、15年幅程度の使用時期が認定可能だが、特に土師器の使用頻度は高く、大半が使い捨てされる。ところが土師器の外面に釘のようなものでキズを付けた土器のあることが知られる(焼成後線刻土器)。大半が直線の単純な組み合わせで、遺構が異なれば同じ線刻も多数認められる。単純な線刻記号については須恵器窯から出土資料について先行研究があり、須恵器生産工人の生産量管理のための識別記号との解釈が有力である。ところが消費地である宮都での、土師器への線刻については研究がなく、その背景の分析が求められた。土師器への「施文」には官衙で確認される文字の墨書が通例である。しかし、墨書には「○」などの記号はあるが直線の記号は少ない。墨書のためには筆や硯が不可欠である。焼成後土器線刻者はこれらと無縁のようである。

こうした事実から、「古代宮都には墨を用いて文字を書くことのできない人々が配置されていた。彼らには食器(食事)が与えられたが、食器は再利用するために帰属を示す記号を刻んで管理された。」と解釈した。〔論文一覧 11 「古代都城の線刻土器・記号墨書土器」〕

〔考古資料としての木簡〕 さて、最後に文献史料としてその記載内容に注目が集まり研究の進む木簡について、考古学の立場から検討した成果をみてみよう。

木簡は大半の文献史料が伝世、複写資料であるのに対して、発掘調査により地下から出土する考古資料でもある。しかし、その製作技法や形態も限られており、これまでもほとんど考古資料として扱われることはなかった。特に記載されている内容に年号や年代に関する記載の認められる場合、所属先を示す固有名詞がある場合には考古学から主張できる事実は限られていた。しかし、木製品である以上、人間の所作によって製作され、使用、再利用されているはずである。そこにはわずかであるにしても「技法」が反映する。そこで、記載内容及び使用時期に共通性のある木簡群を選び出し、その技法に注目したところ、一定の共通性のあるものが認められた。

板材を製作するには刀子と呼ばれるナイフで切断、切削する必要がある。この時製作者の道具や「技法」が反映されるからだ。「木簡群にまとまりがある場合」という特殊な出土状況でなければ用いることのできない方法論ではあるが、荷札木簡での製作者、文書木簡での板材製作者と筆記者の関係など普遍化の可能性がある。

全国から貢進される税物に付された荷札は地方で製作され、都まで運ばれて補完先や消費地で廃棄される。従来は郡衙で木製品が用意され、一括記載され、国府を経て宮都に運搬されたと推定されていた。しかし、平城京跡から出土した木簡を分析すると、同一郡内からの貢進物でありながら、郷毎の施試作技法の共通性や記載方法の共通性が認められたのである。貢納単位である戸毎、あるいは郷(里)毎に製作され、記載された可能性が確認できたのである。

一方、宮都内部で製作され、使用される文書木簡を分析すると、内容や発給者の共通するものに、同一製作技法が確認できたのである。木簡は誰かが板材を予め用意して、使用者がその中から選択して記載したのではなかったのである。木簡は記載者が自ら板材を加工して木簡に仕上げ使用したと判明したのである。

木簡の製作技法の分析は、意外にも、往時の識字率の検討にも貴重な資料を提供した。〔論文一覽21 「考古資料としての古代木簡」〕

3 伊勢湾岸の考古学・文献史学

伊勢・志摩・伊賀国には王権や宮都と密接な関係を有する資料が多く展開し、地方にありながら王権中枢部の動向と連動させて検討できる歴史が展開している。伊勢神宮が王権の祖先神を祀るものであり、伊勢斎宮が伊勢神宮に奉仕する天皇の名代・斎王の公私の居所であることは誰もが知るところである。にもかかわらず、考古学が伊勢神宮を分析することはほとんどなかった。斎宮についても史跡指定地を発掘することはあっても、その成果を歴史の中に位置付けて解釈することはなかった。伊勢神宮の成立や斎宮の変遷についても、文献史学の研究によるばかりで、自ら考古資料を用いて分析することはなかった。伊勢神宮(内宮と外宮)の敷地内を考古学的に調査することが許されなかったことも大きな要因である。しかし、考古学はその場所を発掘することからだけで資料を得てきたわけではない。天皇陵の考古学はその典型であり、「陵墓」本体を発掘調査できなくとも、周辺部の遺跡の調査から研究を重ね多くの成果を生み出してきた。ところが伊勢神宮に関してはそれすらなされて来なかった。

齋宮については140ヘクタールという広大な敷地が国史跡になったにもかかわらず、発掘調査資料が概報に提示されるだけで、積極的に解釈することは一部の研究者に限られてきた。本章では、伊勢齋宮及び伊勢神宮に関する考古資料をいかに駆使すれば課題に迫れるのかを明らかにした上で、その前提となる古代王権による伊勢・志摩・伊賀地域の直轄支配の歴史を古墳の立地や副葬品などから検討した結果を照会してみよう。

[1] 伊勢神宮・齋宮の考古学・文献史学

(1) 齋宮の考古学

[方格地割の設計] 齋宮の研究が古代宮都の研究と連動しなければならないことは既に指摘したことがある。〔論文一覽 39・43「齋宮の交通体系～方格地割交差点の優先関係～」・「齋宮方格地割の設計」〕両論文の考察の対象は宮都と同じく史跡南東部から発見された方格地割であった。いうまでもなく方格地割の代表は宮都の条坊である。前章で検討した通り、宮都の条坊制は分割型と集積型の2種類の方法で設計されていた。齋宮のそれがいずれかは方格地割施工時期や施工目的と合わせて解明すべき重要な問題であった。

そこで宮都の条坊制の解明方法と同じく、検出遺構の国土座標に基づく規格性の探究が行われた。その結果、齋宮の方格地割が長岡京と同じ400尺四方の空間と道路を組み合わせていく集積型であることが判明した。さらにそれだけではなく、中心部の空間のみが特別な規格で設定されている点でも長岡京の施工方法と同一であることが解明された。『続日本紀』の伝える造再宮使と長岡京造営者との共通性が考古資料によって実証されたのである。さらに、方格地割の規格性の解明は齋宮内部の通行のあり方にも一石を投じた。古代王権と密接な関係にある遺跡が宮都の研究方法を援用して解明できることを実証したのであった。

同様にして多賀城の城外に検出された方格地割についても分析し、宮都と並行して造作、改作された遺跡の造営が宮都の技術や思想に大きな影響を受けて行われたことをここでも実証したのである。〔論文一覽 41 「多賀城方格地割と交通」〕課題として太宰府の方格地割の分析が残されているが、これについては近年井上信正氏の本格的な分析が知られている。〔井上 信正「大宰府条坊の基礎的研究」『年報大宰府学』太宰府市 2011年〕

[齋宮方格地割の変遷] 齋宮は天長元(834)年から承和六(839)年までの15年間、齋王の伊勢神宮奉祭のための施設として設けられていた離宮院に移転されたことがある。当該期は文献史料から知られる齋宮の大きな画期と推定できる。ところが従来の考古学の見解ではその画期が見通せないのである。そこで、土器型式の細部にわたって従来の編年を再検討してみることにした。その結果、齋宮の土器編年は、宮都の土器型式の詳細な型式変化を十分に踏まえず、100年を三等分するだけの旧態依然たるものであった。

その原因は、齋宮が古代王権の強い管理下に設立、維持されていたという認識の欠如にあった。宮都の土器製作技法が齋宮の土器製作にもほぼ並行して取り入れられているにもかかわらず、その評価を疎かにしたのである。再編された新しい土器型式によれば、824年の離宮院移転によって、齋宮の土器は大きな変化を受けていることが判明したのである。〔論文一覽 72 「齋宮・離宮院変遷の歴史的背景- 離宮院遷宮にみる古代王権と伊勢神宮 -」〕

こうした離宮院移転が齋宮に与えた影響の解明は、齋宮と伊勢神宮とを結ぶ交通体系を再検討させるきっかけともなった。〔論文一覽研究ノート3 江草由梨・山中 章「度会郡古代交通路の再検討―宮川下流域の開発状況の分析から―」〕通説化していた齋宮―離宮院―伊勢神宮を結ぶ道路は、当初から形成されていた道路ではなかったのである。後述する通り、古代王権の宮川下流域への進出という歴史的背景がまずあって、齋宮と伊勢神宮とは連絡することを可能にしたのであった。

(2) 伊勢神宮の考古学

考古学から伊勢神宮を本格的に論じたのは穂積裕昌『伊勢神宮の考古学』（雄山閣 2013年）であった。考古資料だけでなく、文献史料、神社研究の成果など多彩な資料を用いて本格的に伊勢神宮を分析した初めての研究成果である。筆者も穂積氏に刺激されて〔論文一覽研究ノート2 「考古学からみた古代王権の伊勢神宮奉祭試論」〕をしめたことがあり、「考古学からみた伊勢神宮の起原」（思文閣出版出版予定）を投稿中である。

用いた考古資料はほとんど変わらないが、伊勢神宮成立の時期に関する解釈は相当の開きがある。その原因は考古資料に徹した私論に対し、幅広く資料を用いた穂積氏との研究方法の相違であろう。研究は始まったばかりであり、今後多くの研究者が参加して議論が深まることを期待する。

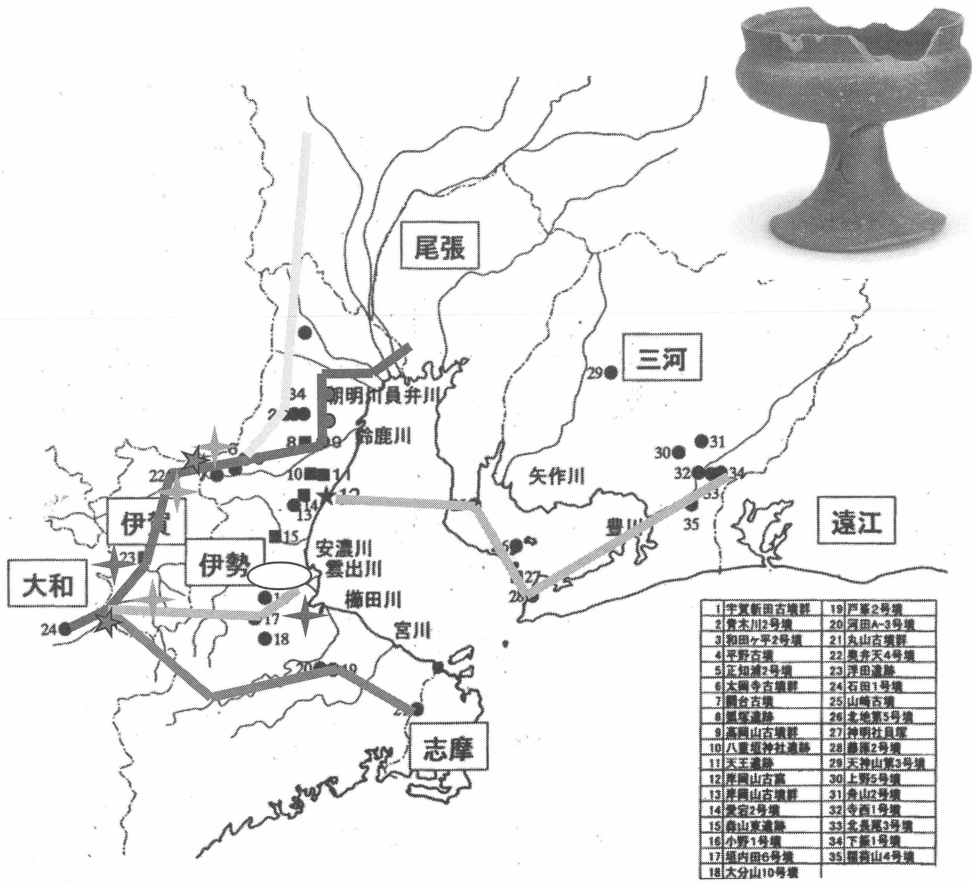
結論的には穂積氏が伊勢神宮の成立を関連神社の創建等とも関係して雄略朝とするのに対し、私論では、王権が伊勢の地に直接関与するのは高倉山古墳が外宮の裏山に築造される六世紀後半以降であり、王権が本格的に祖先神として取り入れ、制度化するのは壬申の乱後の天武朝だとした。私論で刮目した資料に伊勢齋宮の成立がある。伊勢神宮内が発掘許可されない現状では伊勢神宮奉祭のために設立された齋宮跡の資料こそが基礎資料になるからである。

先の検討でも示した齋宮出土土器資料を分析すると、これまで公表されている土器に天武朝を遡るものは一点もない。遡る資料とされているのは、齋宮が設置される以前の古墳や古墳関連集落からの出土資料に過ぎないのである。土器だけに限れば持統朝を遡る資料がないのである。この資料群を文献史学がどのように解釈するのか、今後の研究に期待したい。

[2] 『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』の考古学・文献史学

(1) 伊勢国北部と大安寺墾田地

〔脚付短頸壺の分布〕 古代伊勢国と王権との関係を探る上で欠かせないのが『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』である。大安寺に伝わる本資料はこれまでも文献史学から研究されてきたが、考古学から検討したものはなかった。そのきっかけになったのが1998年から行った宇賀新田古墳群（現いなべ市大安町）の発掘調査であった。副葬されていた須恵器に着目してその生産地と消費地に注目すると、中野晴久「脚付扁平広口埴考～須恵器における地域性の考察～」(知多古文化研究会『知多古文化研究7』1993年)に先行研究のあることを知った。脚付短頸壺(中野氏は脚付扁平広口埴)と呼ばれる特異な形態をした須恵器は鈴鹿市岸岡山古窯で生産されているのだと判明した。その分布は伊勢案一帯から三河湾にまで及び、特に伊勢国内に色濃く分

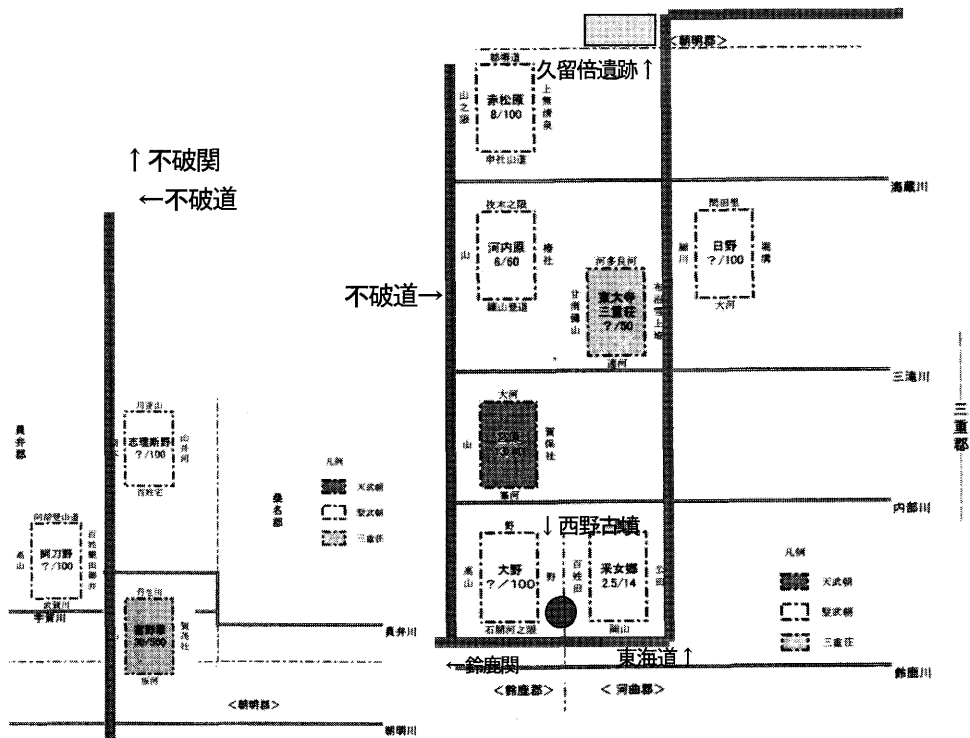


第4図 古代王権の伊勢湾支配

布していた。しかし、その背景について指摘された研究はなく、宇賀新田古墳群になぜ副葬されたのかについて知ることはできなかった。

一方で、『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』には、大安寺が伊勢国に膨大な土地が所有しているのである。なぜ、国家寺院である大安寺が伊勢国に1300町を超える土地を所有しているのか。そこで記載された所在地を分析してみると、員弁郡宿野原が宇賀新田古墳群に近接する土地であることが判明した。さらに脚付短頸壺出土古墳と大安寺墾田地の所在地を検討するとその多くが重なり合うことに気付いたのである。

脚付短頸壺出土古墳の中で際立って特徴的だったのが三河湾に浮かぶ日間賀島の東端に所在する北地五号墳であった。同古墳はサメの釣針やだるま形石錘を副葬する特異な古墳であった。同古墳群には八世紀まで土器が副葬さえ続けるものが確認される。日間賀島を含む篠島、析島で構成される三島は八世紀に平城京供御として佐米楚割を貢進する特殊な島であった。脚



第1図 員弁郡内野田地配置模式図

第5図 『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』と伊勢

付短頸壺の分布が王権と結びついたのである。脚付短頸壺の生産時期は六世紀末から七世紀初頭と推定されている。当該期に王権と地方とが関係するのは館野和己氏の研究によれば「ミヤケ」の設置であるという。

脚付短頸壺出土古墳の分布は直線的で、旧道に接して展開している。脚付短頸壺を生産した岸岡山古窯の麓には港や倉庫からなる天王遺跡が所在する。こうした考古学の資料群を解釈した結果、脚付短頸壺出土古墳はミヤケ管理者の墓域と考えた。遅くとも六世紀末までに大和の王権は伊勢地域の主要交通路に沿ってミヤケを設置し、交通・情報網を確保していたと解釈したのである。〔論文一覽 48・51・67「伊勢国北部における大安寺墾田地成立の背景」・「律令国家形成前段階研究の一視点一部民制の成立と参河湾三島の海部」・「律令国家と海部—海浜部小国・人給制にみる日本古代律令支配の特質—」〕

(2) 飯野郡中村野

『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』で唯一飯野郡に所在するのが天武朝に施入された中村野であった。中村野の位置は『東寺百合文書』の記載から手懸かりが得られた。東寺の所有した荘園・大国荘の土地を記載した坪付けの中村里に大安寺の土地が認められるのである。中村野推定地の一角には河田古墳群があり、A-3号墳からは脚付短頸壺が出土している。



第6図 東海道志摩支路の復元

布施内親王は桓武天皇の子女であり、朝原内親王の後を受けて齋王となった人物である。布施内親王死後、嵯峨朝は飯野郡に所在した広大な土地を東寺に施入する。これが大国荘の始まりである。大国荘と入り組むようにして中村里に大安寺の土地が点在するのである。飯野郡の大安寺領は面的に大きな広がりを持つ開墾地であった。荒地の多い北伊勢地域の墾田地とは異なり、開発型のミヤケだったのではないかと推定した。〔論文一覽46・71 「伊勢国飯野郡中村野大安寺領と東寺大国荘」・「古代王権の伊勢支配—布勢内親王所領の伝領過程から—」〕

当該域の北に齋宮が設置される。齋宮立地の歴史的背景については飯野郡中村野のミヤケとも関連して解決しなければならない課題である。

「3」 壬申の乱・聖武天皇東国行幸の考古学

『日本書紀』や『続日本紀』には伊勢国・伊賀国には二人の天皇の行幸(行軍)の跡が記録されている。これもまた当該地域が他の地方とは異なり、古代王権との関係を色濃く残す特異な地域であることを示している。ただしこれまでの研究はほとんど文献史学からの研究に終始していた。考古学からは、出土した重圓文軒丸瓦から聖武東国行幸時の頓宿地を比定する個別的研究が提示されていたに過ぎない。そこで、頓宿推定地を発掘調査し、その基本構造を探求する研究や、既存の発掘調査成果の再検討する研究から始められた。調査は河口頓宮推定地と鈴

鹿関・赤坂頓宮推定地で実施され、調査成果は両事象を考古学から研究することが可能であることを示した。

[壬申の乱の考古学] 壬申の乱に関する考古資料は現状でもほとんど確認できていない。わずかに指摘できたのは縄生廃寺である。縄生廃寺は三重県朝日町に所在する三重の塔に復元される遺跡である。他に伽藍はなく、塔のみが朝日丘陵先端部に近い丘陵上に建立されている。塔心礎に納められた舍利容器や舍利が特徴的であるほか、唐三彩の碗が外容器を覆うような形で発見されている点が特異である。塔の立地、舍利容器の特異性などを根拠に壬申の乱時に鵜野讃良皇女が滞在した場所に、乱後、記念碑として建立されたものと解釈した。唐三彩の出土が際立つ以外に根拠はないが、七世紀後半に当該地周辺に建立された「寺院」としては出色の存在である。周辺部に多数建立されている白鳳寺院を「壬申の乱関係氏族」のものとする八賀晋氏の見解と共に今後再検討が必要な考古資料である。

[聖武天皇東国行幸の考古学] 早くから重圏文軒丸瓦出土地を聖武天皇の頓宮跡に推定する仮説が提示されてきた。白山中学校校庭出土が河口頓宮跡、中谷廃寺出土が一志頓宮跡、鈴鹿関跡出土が赤坂頓宮跡とされてきた。こうした中で1999年から始まった久留倍遺跡の発掘調査で、第2期とされた遺構群に南面する「コ」字形に建物配置を採るものがあり、これを740年11月に宿泊した朝明頓宮と解釈した。ほぼこれと平行して、大津市膳所に所在する膳所城下町遺跡から八世紀中頃と推定される四面廂付き掘立柱建物が検出され、これを栗津頓宮とする見解が出され、一気に頓宮地の比定が盛んになった。当該遺跡を郡衙とする見解もあり、頓宮の場所は確定していない。しかし、こうした遺跡の発見を通じて俄に頓宮所在地に関する関心が高まり、多様な見解が分析されるようになった。〔論文一覧編著 10 『GISを利用した東アジア王城都市比較研究』〕〔論文一覧編著 6 『聖武天皇伊勢行幸地の総合的研究』〕〔論文一覧 65 「久留倍遺跡と二人の天皇」〕

さらに、頓宮の比定研究は、自ずと東海道の復元にも大きな影響を与え、久留倍遺跡東側の崖下から北上し、縄生廃寺の西を通過して柚井遺跡に至るルートが東海道であるとされた。

おわりに ～再び宮都研究～比較都市研究の世界～

かつて眼前に居並ぶ教官達の学問が、社会に目を背けた象牙の塔の孤立したものであったことを知った時、学問研究の空しさを感じ、その道を絶ったはずであった。ところが16年前、偶然にも高等教育・研究の場を得、腐敗しないために己に課した唯一の条件があった。研究成果の社会還元であった。

(1) 地域研究成果の還元

[久留倍遺跡の保存と活用] 1999年、偶然にも二つの遺跡の保存が問題となった。長岡京東院跡と三重県四日市市久留倍遺跡であった。おそらく、その遺跡の希少性からみて、数倍遺されるべき遺跡であったはずの東院跡は破壊され、久留倍遺跡は一部破壊されたもののほぼ全域が保護・保存された。両遺跡の保存運動に加わった者としてこれほど虚しいことはなかった。なぜこれほどの差が生じたのか。その大きな要因が地域住民の意識にあると考えている。そのことを証明する貴重なデータがこれである。

A 壬申の乱ウオーク

第1回 20051112 鈴鹿関 第2回 20060212 縄生廃寺 第3回 20060520 加太越え 第4回 20060819 柘植山口 第5回 20061111 海蔵川 第6回 20070212 隠駅 第7回 20070512 吉野 第8回 20070811 加太・鈴鹿 第9回 20071110 伊賀御墓山古墳 第10回 20080209 大雪の近江大津宮 第11回 20080510 河曲郡 第12回 20080809 能褒野王塚 第13回 20090214 久留倍遺跡 第14回 20090509 養老多度山美泉 第15回 20091114 久留倍まつりで久留倍を歩く 第16回 20100213 額田廃寺 第17回 20100508 桑名石占頓宮 第18回 20100807 平城京 第19回 20101113 久留倍遺跡 第20回 20110212 不破関 第21回 20110514 野口王墓(大内陵) 第22回 20110918 斎宮 第23回 20120211 恭仁京 第24回 20120630 宇陀 第25回 20120915 勢多唐橋 第26回 20121208 久留倍遺跡周辺 第27回 20130209 難波宮 第28回 20130511 甲賀 第29回 20130713 近江路 第30回 20131109 山崎 第31回 20140208 河口頓宮 第32回 20140510 村國男依(予定)



毎回 100 人前後の参加者を得た遺跡巡りの最終目標は 50 回で、まだ道半ばであるが、まさに多くの参加者が雨にも負けず、雪にも負けず楽しく和気藹々と地域の歴史の深さを楽しんでこられた。

B 久留倍遺跡シンポジウム

第1回 20040919 久留倍遺跡と朝明郡1 永井路子・武田佐知子・倉本一宏 第2回 20050219 久留倍遺跡と朝明郡2 岡田 登 第3回 20050702 久留倍遺跡と朝明郡3 直木孝次郎 第4回 20060211 久留倍遺跡と朝明郡4 八賀 晋 第5回 20060717 久留倍遺跡と朝明郡5 栄原 永遠男 第6回 20061126 聖武天皇と則天武后 陳 良偉

C 久留倍まつり

第1回 20081101 聖武天皇東国行幸サミット 刈谷俊介 第2回 20091114 久留倍遺跡と北伊勢 加藤謙吉 第3回 20101113 聖武天皇と万葉歌人と伊勢 森 浩一 第4回 20111112 伊勢湾と木簡 今泉隆雄・高村武幸・清水みき 第5回 20121208 伊勢国と東海道塚本 明・山田雄司 第6回 20131026 世界の遺跡のヴァーチャルリアリティ～久留倍遺跡復元のために～ 関口敦仁・河角龍典・箱崎和久

いずれも 300 人を超す参加者を得て大盛況の内に開催することができた。。3つの活動に参加された市民の数は 6000 人を超える。この市民の熱意こそ遺跡保存の原動力であった。果たして大学での研究がどれほど役に立ったのかは不明だが、多くの研究者がボランティアで、その研究成果を伝えてくれた。16 年前に目標として掲げたことの一部は達成できたように思う。

地域還元に残された課題は、遺跡そのものの活用であろう。国史跡となった遺跡を永遠に市民の集う場として活用できるか否か、その可否が問われている。

なお、遺跡の評価については、第Ⅱ期を聖武天皇東国行幸時の朝明頓宮跡としたが、第Ⅰ期は東海道の設置された朝明駅家、第Ⅲ期は朝明郡衙正倉別院と推定した。〔論文一覧75「東海道朝明・榎撫駅小考」〕第Ⅰ期の評価については多くが朝明郡衙政庁とする。全国の郡衙事例からみて東面する郡衙は古代王権の基本姿勢からみてあり得ないと筆者は考えているが、大方の理解を得られないようだ。考古資料に忠実に、かつ、伊勢国の古代王権との深い関係の歴史的背景から遺跡の評価をするべきとの基本姿勢からの評価であるが、間違っているのかもしれない。

(2) 東アジア・古代ローマ都市の比較研究

以上のような日本の遺跡を素材にした調査研究の他に2000年以降、海外の都市遺跡との比較研究を行うようになった。その成果はまだ十分にまとめることができないでいる。日本古代宮都がいかなる過程で都市として成立したのか、その都市性の内容は何かを考える上で欠かせないテーマである。第Ⅴ期の主要テーマとして今後分析を加えていかなければならない。

最後に、考古資料と文献史料についてこれまでの調査研究の経験から考えをまとめて自分史を閉じたい。

考古学にとって発掘調査資料が最も基礎的な資料である。日本では発掘調査は個人事業として実施されることはほとんどない。大半が文化財保護法に基づく「公的な調査」である。発掘調査をするということは、明らかに調査担当者の主観による遺跡の「破壊」でもある。それ故、文化財保護法は厳しく調査を監視し、事前の届け出を求め、成果の公開を定めている。にもかかわらず、発掘調査には厳しい規制を強いながら、発掘調査成果の公表には明確な指針も強制力も持たない。このため、発掘しても報告されないか、ほんの一部だけがつまみ食いの報告されることが相当量に達している。筆者はこれは遺跡の「破壊」だと考え、修正を訴えてきた。特に十数年以上前の発掘調査のかなりのものが未報告か、極めて簡単な略報しか公表されていないのである。中には膨大な経費を報告書刊行のために確保していたにもかかわらず未だに刊行されないものがある。つまり発掘調査したにもかかわらずその成果が考古資料として広く公開されていないのである。これでは学問は進まない。

さらに近年の問題は、内容のない報告書の刊行である。考古学が歴史学の一分野であることを忘れて、検出した遺構や遺物の計測データのみが記載され、その歴史的な位置づけがなされない報告書の刊行である。

中には、「事実」だけを記載し、「考察」を不要であるとの指示を出す調査機関もあるという。行政権力による学問研究への侵害である。法律によって護られてきたかみえる発掘調査が、行政権力の意向によってその内容の公表が左右されるとするとゆゆしき問題となる。

考古資料を全面的に公開し、公開された資料に基づいて平等に研究することこそ学問研究である。このことを肝に銘じて今後の課題研究に努めていきたい。2014年3月3日

山中 章論文一覧

1 著作・論文

(1) 著作

1. 『日本の古代遺跡 28 京都Ⅱ』(山中章・山田邦和共著、保育社 1992年)
2. 『日本古代都城の研究』(柏書房 1-375頁 1997年)
3. 『長岡京研究序説』(塙書房 1-458頁 2001年)

(2) 論文

1. 「都京の形成」(向日市史編さん委員会『向日市史上巻 351-413頁 1983年)
2. 「都の生活」(向日市史編さん委員会『向日市史上巻』425-468頁 1983年)
3. 「中世の遺跡」(向日市史編さん委員会『向日市史上巻』846-866頁 1983年)
4. 「長岡京跡」(第一法規出版『月刊文化財 4月号』41-50頁 1984年)
5. 「鶏冠井遺跡銅鑄型の復原」(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府埋蔵文化財情報第18号』1-5頁 1985年)
6. 「長岡京の下水処理」(日本下水道協会『下水文化を考える』75-83頁 1986年)
7. 「長岡京の建築遺構と宅地の配置」(中山修一先生古稀記念事業会『長岡京古文化論叢』249-288頁 1986年)
8. 「長岡京廃都以後の土地利用(上)・(下)」(向日市文化資料館『向日市文化資料館研究紀要』37-50頁, 1-25頁第2・3号 1987・88年)
9. 「長岡京」(吉川弘文館 坪井清足編『古代を考える 宮都発掘』196-213頁 1987年)
10. 「長岡宮式軒瓦と寺院の修理—延暦10年の山背国の浮圖の修理をめぐる—」(ミネルヴァ書房『古瓦図考』271-284頁 1989年)
11. 「古代都城の線刻土器・記号墨書土器」(財)古代学協会『古代文化 第41巻第2号』3-20頁 1989年)
12. 「古代都城の交通—交差点からみた条坊の機能—」(考古学研究会『考古学研究 第37巻第1号(通巻145号)』57-82頁 1990年)
13. 「凝灰岩と石工」(財)向日市埋蔵文化財センター『財)向日市埋蔵文化財センター一年報 都城2(1990)』30-46頁 1990年)
14. 「古代都城の橋と道路」(ニューサイエンス社『考古学ジャーナル No.332』18-27頁 1991年)
15. 「考古学からみた古代木簡」(大脩館書店『月刊しにか 第2巻 第5号』41-48頁 1991年)
16. 「長岡京から平安京へ—都城造営にみる律令体制の変質—」(角川書店 坪井清足・平野邦雄・町田章・鬼頭清明編『新版古代の日本⑥ 近畿Ⅱ』204-234頁 1991年)
17. 「「乙訓郡衙」の変遷」(京都考古刊行会『京都考古 第62号』7-12頁 1991年京都)
18. 「古代条坊制論」(考古学研究会『考古学研究 第38巻 第4号(通巻152号)』17-72頁 1992年)
19. 「古代都城の内郭構造をもつ宅地利用」(中山修一先生喜寿記念事業会編『長岡京古文

化論叢Ⅱ』321-332頁 1992年)

20. 「長岡宮城南面と北辺の造営」(条里制研究会『条里制研究 第8号』1-18頁 1992年)
21. 「考古資料としての古代木簡」(木簡学会『木簡研究 第14号』147-188頁 1992年)
22. 「古代都城の考古学」(築摩書房・森浩一編『考古学 その見方と解釈 下』53-98頁 1993年)
23. 「長岡京の金属(器)生産」(潮見浩先生退官記念事業会編『考古論集』687-702頁 1993年)
24. 「長岡京跡の墨書土器」(第一法規出版『月刊文化財 11月号 No. 362』24-29頁 1993年)
25. 「古代宮都の「製塩」土器小考」(杉山信三先生米寿記念論集刊行会『平安京歴史研究—杉山信三先生米寿記念論集—』435-454頁 1993年)
26. 「初期平安京の造営と構造」(財)古代学協会『古代文化 第46巻第1号』7-25頁 1994年)
27. 「平安京への道—長岡京から平安京へ—」(雄山閣『季刊考古学 第49号』19-23頁 1994年)
28. 「八世紀の宮都研究」(考古学研究会『展望考古学』168-177頁 1995年)
29. 「長岡京—研究状況と課題—」(おうふう『歴史という文化』12-33頁 1995年)
30. 「京都府大山崎町出土の文字瓦の検討」(京都考古刊行会『京都考古 第79号』1-8頁 1995年)
31. 「桓武朝の日本社会」(ニューサイエンス社『考古学ジャーナル No.399号』2-7頁 1996年)
32. 「長岡京と古代宮都」(長岡京市史編さん委員会『長岡京市史 本文編一』307-350頁 1996年)
33. 「桓武朝における宮都中枢部の変質」(ニューサイエンス社『考古学ジャーナル No.402号』2-10頁 1996年)く
34. 「古代日本の都市生活」(○川西宏幸・金関怨編『講座 文明と環境 第4巻 都市と文明』朝倉書店 233-255頁 1996年)
35. 「長岡京東北部の条坊と条里」(条里制研究会『空から見た古代遺跡と条里』82-83頁 1997年)
36. 「桓武朝の新流通構造—壺Gの生産と流通—」(『古代文化』第49巻第11号 52-63頁 1997年)
37. 「焼塩を食した古代都市民—焼塩壺の流通からみた宮都の都市性—」(『都城』第9号 71-100頁 1998年)
38. 「古代都市の構造と機能」(『考古学研究』第45巻 第2号 25-40頁 1998年)
39. 「斎宮の交通体系—方格地割交差点の優先関係—」(財)向日市埋蔵文化財センター年報『都城10 設立10周年記念論集』165-185頁 1999年)
40. 「安芸国安芸駅館小考」(広島県文化財協会『広島県文化財ニュース第160号』6頁~11

頁 1999 年)

41. 「多賀城方格地割と交通」(『古代交通研究』第9号 137-150頁 2000年)
42. 「長岡京東院の構造と機能—長岡京「北苑」の造営と東院—」(『日本史研究』第461号 3-25頁 2001年)
43. 「齋宮方格地割の設計」(『条里制古代都市研究』17 2001年)
44. 「古代宮都成立期の都市性」(佐藤信・吉田伸之編『新体系日本史6 都市社会史』山川出版 121-158頁 2001年)
45. 「律令国家形成過程の古代王権」(広瀬和雄・小路田泰直編 青木書店『日本古代王権の成立』41-91頁 2002年)
46. 「伊勢国飯野郡中村野大安寺領と東寺大国荘」(三重大学考古学・歴史研究室『三重大史学』第2号 1-14頁 2002年)
47. 「伊勢国一志郡における古代地域支配の形成過程」(『三重県久居市上野遺跡に関する総合研究』75-83頁 2002年)
48. 「伊勢国北部における大安寺墾田地成立の背景」(三重大学歴史研究会『ふびと』第54号 1-25頁 2002年)
49. 「首都形成史読解への視座」(『古代王権の空間支配』青木書店 2003年)
50. 「古代都市と商業」(後藤直・茂木雅博編『東アジアと日本の考古学V 集落と都市』同成社 195-218頁 2003年)
51. 「律令国家形成前段階研究の一視点—部民制の成立と参河湾三島の海部—」(広瀬和雄・小路田泰直編『弥生時代千年の問い—古代観の大転換—』ゆまに書房 2003年)
52. 「古代王権の首都像」(考古学研究会編『考古学研究会 50周年記念論文集 文化の多様性と比較考古学』査読無し, pp. 197-206 2004年)
53. 「続古代王権の首都像」(八賀晋先生古稀記念論文集刊行会編『かにかく』pp. 457-467 2004年)
54. 「伊勢国一志郡の形成過程」(藤田達生編『伊勢国司北畠氏の研究』吉川弘文館, pp. 145-165 2004年)
55. 「ヴェトナムバーデン皇城遺跡」山中章『考古学研究』, 査読無し, 51-2 pp. 125-129, 2004年
56. 「古代王権と宮都の東」山中章『川越哲志先生退官記念論文集 考古論集』, 査読無し, pp. 527-538, 2005年
57. 「宮都と王統譜」小路田泰直・広瀬和雄編『王統譜』青木書店, 査読無し, pp. 84-98, 2005年
58. 「市と文字」(平川南・沖森卓也・栄原永遠男・山中章編『文字と古代日本3』吉川弘文館, 査読無し, pp. 116-139 2005年)
59. 「平城京・長岡京・平安京—伝統の継承と非継承—」(『季刊考古学 特集「平安考古学」を考える』第93号 雄山閣 2005年)
60. 「埋蔵文化財調査・研究・活用の新たな地平を求めて—埋蔵文化財行政への提言—」(文部科学省特定領域研究「学融合を目指した新領域創造 中世考古学の総合的研究」成果

- 報告書『中世遺跡の保存と活用に関する基礎的研究』査読無し, pp. 1-25 2006年)
61. 「律令国家と在地社会—若狭・隱岐・志摩—」(美浜町教育委員会『美浜町歴史シンポジウム記録集 3 興道寺廃寺と興道寺遺跡～古代若狭のテラとムラそしてシオ～』2006年 pp. 115-126)
 62. 「長岡京新発見—長岡京からみる日本古代宮都—」(山中 章・清水みき 中尾芳治・佐藤興治・小笠原好彦編著『古代日本と朝鮮の都城』ミネルヴァ書房 pp. 173-200 2007年)
 63. 「日本古代宮都の周辺 宮都と葬地」(国立歴史民俗博物館『国立歴史民俗博物館研究報告第 134 集研究報告特集号 律令国家転換期の王権と都市』pp. 95-109 2007年)
 64. 「歴史時代」(広瀬和雄編『考古学の基礎知識』pp. 307-364 2007年)
 65. 「久留倍遺跡と二人の天皇」(久留倍遺跡を考える会『久留倍官衙遺跡と朝明郡』査読無し, pp. 5-39 2008年)
 66. 「立地・構造からみた日本古代三関の機能～東アジア古代の関との比較を視野に～」(愛媛大学『資料学』研究会『資料学の方法を探る(7) —情報発信と受容の視点から—』査読無し, pp. 40-63 2008年)
 67. 「律令国家と海部—海浜部小国・人給制にみる日本古代律令支配の特質—」(広瀬和雄・仁藤敦史編『支配の古代史』青木書店, 査読無し, pp. 45-64 2008年)
 68. 「難波解体と長岡京遷都—「大和」との決別」国立歴史民俗博物館編『桓武と激動の長岡京時代』山川出版, 査読無し, pp. 148-172 2009年)
 69. 「光仁・桓武王権の国境政策に関する一考察」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第 152 集, 査読あり., pp. 151-170 2009年)
 70. 「古代宮都と周辺都市～山崎院から都市・山崎への変貌」(考古学研究会例会委員会編『シンポジウム記録 6 現代に生きる遺跡 古墳時代の備讃瀬戸 都城周辺の都市的景観』pp. 207-223 2009年)
 71. 「古代王権の伊勢支配—布勢内親王所領の伝領過程から—」(隴谷壽・山中 章編『平安京とその時代』(思文閣出版 査読無し 2009年 pp. 436-460.)
 72. 「斎宮・離宮院変遷の歴史的背景—離宮院遷宮にみる古代王権と伊勢神宮—」(角田文衛監修・古代学協会編『仁明朝史の研究—承和転換期とその周辺—』思文閣出版 2001年 pp. 289-334)
 73. 「日本古代宮都の羅城をめぐる諸問題」橋本義則編著『東アジア都城の比較研究』(京都大学学術出版会 2011年 pp. 70-88)
 74. 「日本古代宮都と陵墓・葬地—宮都内古墳の処理にみる陵墓意識—」橋本義則編著『東アジア都城の比較研究』(京都大学学術出版会 2011年 pp. 208-229)
 75. 「東海道朝明・榎撫駅小考」『三重大史学第 12 号』2012年 1-14p. p.
 76. 「日本古代宮都にみる苑池の成立と展開」(東アジア比較都城史研究会『国際公開研究会「東アジア都城比較の試み」発表論文報告書』2013年 256-274 p. p. 査読なし)
- (3) 編著

1. 『文字と古代日本 1』平川南・沖森卓也・栄原永遠男・山中章編 吉川弘文館, 査読無し, 360 頁, 2004 年
 2. 『文字と古代日本 4』平川南・沖森卓也・栄原永遠男・山中章編 吉川弘文館, 査読無し 315 頁 2005 年
 3. 『文字と古代日本 3』平川南・沖森卓也・栄原永遠男・山中章編 吉川弘文館, 査読無し, 330 頁, 2005 年
 4. 『文字と古代日本 2』平川南・沖森卓也・栄原永遠男・山中章編 吉川弘文館, 査読無し, 372 頁, 2005 年
 5. 『文字と古代日本 5』平川南・沖森卓也・栄原永遠男・山中章編 吉川弘文館, 査読無し, 333 頁, 2006 年
 6. 『聖武天皇伊勢行幸地の総合的研究 課題番号 15320107 平成 15 年度～平成 18 年度科学研究費補助金(基盤研究(B) 研究成果報告書』 pp. 1-255 2007 年
 7. 山中 章・仁藤敦史編著『国立歴史民俗博物館研究報告第 134 集研究報告特集号 律令国家転換期の王権と都市』2007 年 414pp.
 8. 臈谷壽・山中 章編『平安京とその時代』(思文閣出版 2009 年 12 月 22 日 473pp.)
 9. 山中 章他編『亀山市史 考古編』(亀山市 2011 年)
 10. 山中 章他編『GIS を利用した東アジア王城都市比較研究 課題番号 19202017 平成 19 年度～平成 22 年度科学研究費基盤研究(A)研究成果報告書』2011 年
 11. 山中 章編『伊勢湾岸地震履歴の総合的研究』2012 年 1-120p. p.
 12. 山中 章編『鬼が塩屋遺跡』(2012 年)
- (4) 研究ノート
1. 「慰労詔書書式の変遷に関する覚書」(『三重大史学 第 8 号』査読無し, pp. 21-30 2008 年)
 2. 「考古学からみた古代王権の伊勢神宮奉祭試論」(『三重大史学』第 10 号 査読無し 2010 年 pp. 1-18)
 3. 江草由梨・山中 章「度会郡古代交通路の再検討ー宮川下流域の開発状況の分析からー」(三重大学人文社会科学研究所『2010(平成 22)年度「三重の文化と社会」研究報告書 伊勢市・三重県の研究』 2011 年 p. p. 33-59)
- (5) 学会動向
1. 「1992 年の考古学界の動向 古代(西日本)」(ニューサイエンス社『考古学ジャーナル No.364』522-525 頁 1993 年)
 2. 「古代研究の動向(西日本)」(日本考古学協会編『日本考古学年報 47(1994 年度版)』1996 年)
 3. 「古代研究の動向」(日本考古学協会編『日本考古学年報 52(1999 年度版)』(40-52 頁 2001 年)
- ## 2 書評
1. 井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』学生社 2004 年 540 頁(『日本歴史』第 7312009)

2. 今尾文昭著『律令期陵墓の成立と都城』青木書店 2008年5月23日発行 5500円 399頁 ISBN978-4-250-20814-0 (『日本歴史』第743号 吉川弘文館 [2010.4])

3 報告書

(1) 正報告書

1. 『向日市埋蔵文化財調査報告書—第9集—(1983)～史跡長岡宮跡築地跡調査・整備報告～』向日市教育委員会 1983年)
2. 『長岡京木簡一』(向日市教育委員会 1984年)
3. 『鴨田遺跡』(『向日市埋蔵文化財調査報告書—第14集—(1985)』(向日市教育委員会 1985年)
4. 『長岡京古瓦聚成』(向日市教育委員会 1987年)
5. 『物集女車塚』(向日市教育委員会 1988年)
6. 『長岡京木簡二』(財)向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会 1993年)

(2) 概要報告書(抄)

『向日市埋蔵文化財調査報告書』第3集～第44集・第60集
『三重大学人文学部考古学研究室調査研究報告書』第1～第7集

「考古学と文献史学の狭間で～宮都研究から伊勢湾岸研究へ～」正誤表
(pは頁、Iは頁頭からの行数、wは行頭からの修正文字までの文字数)

2p 21 40w	「、」を取る
5p 61 23w	の前に「か」を挿入
5p 331 1w	球状 → 宮城
8p 101 13w	戒能 → 街道
8p 141 7w	の → に
8p 311 33w	「の」をいれる
8p 311 35w	「の」をとる。
11p 91 12w	得意 → 特異
13p 251 19w	末木 → 須恵器
14p 131 36w	補完 → 保管
15p 51 20w	照会 → 紹介
15p 191 10w	再宮 → 齋宮
16p 181 10w	大安易 → 大安寺
16p 381 18w	伊勢案 → 伊勢湾
17p 37p 20w	さえ → され
19p 11 1w	文頭に「ところで」を補う。
19p 171 31w	噸宿 → 頓宿
20p 181 8w	噸宿 → 頓宿